

通報連絡協定の締結について

1 締結の概要

昨年 9 月に発足した「市町村による原子力安全対策に関する研究会」は、8 つのテーマを設定し研究を開始。その一つが「安全協定」である。

昨年 11 月 30 日の第 4 回研究会において「当面は通報連絡協定の締結が妥当」との報告がされ、その方針が確認された。その後、個々の自治体が主体的に検討した結果、既に東京電力(株)と安全協定を結ぶ柏崎市と刈羽村を除く県内 28 の市町村が本日(2月9日)、第 5 回研究会に期日を合わせ、東京電力(株)と連絡通報協定を締結した。

2 通報連絡内容

- (1) 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 同法第 15 条第 1 項各号に掲げる場合
- (3) その他、報道に提供される発電所施設内で発生したトラブル等
(計画外の原子炉の停止や出力変動、敷地内の火災 など)

《イメージ》

◎ 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項、第 15 条第 1 項に規定する事象の場合

現在

原災法に基づき 事業者 ⇒ 新潟県 ⇒ ※県内市町村
※ 県は、地域防災計画に基づき、第一報の情報を整理し県内全市町村へ連絡



締結後

協定に基づき 東京電力(株) ⇒ 協定締結市町村

3 期待する効果

東京電力(株)から全ての市町村へ、県を経由せずに直接詳しい情報が届く仕組みができたことによる効果

- ① 原子力防災の情報連絡体制の強化
- ② 原子力施設の安全監視体制の強化
- ③ 原子力災害発生時における初動の迅速化